

「沖縄型地産地消」供給体制構築モデル実証事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

「沖縄型地産地消」供給体制構築モデル事業に係る業務委託

2 事業期間

令和8年度～令和10年度

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

※契約は年度ごとに締結するものとする。

4 事業目的

(背景)

本県における地産地消の推進は、冬春期の供給と夏秋期(端境期)の供給不足という生産時期の偏り、および調理現場での加工負荷が大きな障壁となっている。特に学校給食における主要野菜(ニンジン、ジャガイモ等)の県産利用率は低い現状がある。

(目的)

本事業では、冷蔵・冷凍および加工技術の活用により需給ミスマッチの解消を図る「沖縄型地産地消」供給体制モデル(最盛期に集荷した農産物を端境期に供給、規格外品や未利用資源の活用)を構築し、実証することを目的とする。これにより、学校給食での「安定供給」を実現し県産利用率向上を図るとともに、将来的には観光・外食産業等への「自走可能なモデル」を目指す。

5 委託業務内容

次の(1)～(7)に掲げる項目を実施すること。また、業務期間中(令和8年度～令和10年度)における各年度の取組内容(計画)及び年度別の概算見積りを掲示すること。なお、2年目以降の委託額は、今年度の委託額を上限として見積もること。ただし、2年目、3年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

翌年度以降の取組については、必要に応じて年度末に審査委員会を実施し、事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行う場合がある。

受託事業者は、本事業の目的を達成するため、専属の「地産地消コーディネーター」等を配置し、以下に掲げる業務を行うものとする。

- ・対象想定品目:ニンジン、親鳥(廃鶏)
- ・実証フィールド:学校給食調理場、給食センター等

※モデル学校給食調理場、給食センターは、1か所以上とする。

【1年目:令和8年度】モデル構築と学校給食供給実証

令和8年度は、「供給体制の構築」と「トライアル供給」とし、次年度以降に本格的な供給実施を想定している。

(1) モデル実証推進協議会(仮称)の設置・運営

ア 県、市町村(モデル市町村、地区)、生産者団体等、学校給食関係者、流通・加工業者等の関係者で構成する「モデル実証推進協議会(仮称)」を設置する。

イ 実証スキームの合意形成、供給価格の調整、および進捗管理を行うための会議を定期的に行うこと。

(想定する協議会設置市町村)

- ・学校給食において地産地消、県産食材の利用率が伸び悩んでいる市町村、地区

(2) 端境期安定供給スキームの設計(ニンジン)

ア 最盛期(2月～3月)の調達から、貯蔵、一次加工、配送に至るサプライチェーンを設計すること。

※規格外品や大サイズ品を含めた一括買い取りの妥当性についても検討すること。

イ 「価格平準化」を図り、学校給食の限られた予算内での供給を実現する価格設定(原料費、保管費、加工賃等のコストシミュレーション)を行うこと。

(3) 原料調達及び冷蔵・冷凍貯蔵実証

ア 県産ニンジンの最盛期に、モデル地区への端境期供給分の買い取り(調達)を実施すること。※規格外品や大サイズ品を含めた一括買い取りの妥当性については、上記(2)にて設計し、実施すること。

イ 親鳥(産鶏)について、県内養鶏農家や食鳥処理場、加工事業者等と連携し、加工用原料としての調達ルートを確保するとともに、調達コストや継続性等の検証を行うこと。

ウ 既存の冷蔵・冷凍施設を活用し、端境期(5月～7月)まで鮮度と品質を維持するための温度管理・在庫管理し供給体制を整えること。

(想定する保管量)

・モデル実証フィールドにおいて、5月～7月に使用する量を想定しているが、コスト分析の結果供給時期や量を調整することも可能とする。

・必要であれば本実証を行う前に、小規模な冷蔵保管テスト等を実施し、品質劣化リスクを検証すること。

(4) 冷蔵品、加工品(親鳥(廃鶏))、一次加工品(カット野菜)等の供給・配送実証

ア 上記(3)で調達・貯蔵した原料(ニンジン)を実証フィールドにおいて次年度の端境期に供給し、配送フローや品質等を確認すること。

イ (3)で調達した原料(ニンジン)に対し、調理現場のニーズに即した一次加工(洗浄、皮むき、カット、ペースト等)を施し、冷蔵または冷蔵保存し導入実証すること。

ウ (3)で調達した原料(親鳥(廃鶏))に対し、調理現場のニーズに即した加工品(ミンチ、加工食品等)を、モデル実証推進協議会等と連携し、試食・評価を経た上で、学校給食への導入実証を行うこと。

また、学校給食への普及を推進する取組についても実施すること。(例.児童向け食育の動画等)

エ 実証については、ア～ウの取組ごとで利用率の KPI を設定すること。

(想定する実証フィールド(給食施設))

・(1)にて選定した実証フィールドを想定しているが、(1)のフィールドのみを限定するものではない。

・ニンジン、親鳥(廃鶏)の実証フィールドは、同一フィールドに限定するものではない。

※実証内容については、契約後、県と協議の上決定するが、取組内容や方法については提案事項とする。

※取組にあたっては、自走化に向けて主体的に取り組む者を参加させること。

(5) 効果測定及び自走化に向けた分析

ア 実証前後の県産利用率の変化、供給価格の妥当性、調理現場の作業時間削減効果等を測定・分析すること。(利用率については、毎年度測定すること。)

イ 電力費や物流費等のコストを、安値調達メリットでどの程度吸収可能か等の経済的妥当性を検証すること。

ウ 次年度以降の収益化や自走化に向けた課題整理をすること。

エ 次年度(令和9年度)の事業計画案を作成すること。

(6) 2年目以降の追加業務

ア 上記(4)の実施について、実証地区の拡大や品目拡大等によるスケールメリットを図る実証を実施すること。各年度ごとの KPI を設定すること。

イ 加工品については、学校給食以外における供給を目指した市場分析・ニーズ調査等を検討すること。

ウ 他市町村への横展開に向けた「沖縄型地産地消」供給体制モデル(導入パッケージ(マニュアル等))をまとめること。

エ 各年度の取組については、沖縄県地産地消推進県民会議にて共有し、事業を進めること。

オ 最終年度(令和10年度)には、3年間の成果を検証すること。

(7) 成果物の納品

- ① 委託事業終了の日までに、以下の内容の報告書等を提出すること
 - ア 事業報告書(カラーA4版) 10部
 - イ 事業報告書(概要版) 50部
- ② 上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること。
- ③ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。
(図・表等の集計前のデータを含む。)
- イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※ 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

6 実施体制

本事業の遂行にあたっては、産地・加工・調理場の複雑な調整を担う「コーディネーター」および、コスト分析を行う「データ分析専門員」を配置すること。

7 業務進捗状況に関する打合せ

委託業務の進捗状況や委託業務の内容等に関する打ち合わせを必要に応じて実施すること。

8 受託者における経費の計上及び委託額

委託額 13,757,000円 (うち消費税及び地方消費税 1,250,636円)

(注):「消費税及び地方消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

経費の費目については以下の内容とし、各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

- (1) 人件費
- (2) 直接経費(報償費、旅費、消耗品費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用

料および賃借料、再委託費、その他必要と認められる経費)

(3) 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする)

(4) 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

※上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例:パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

9 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係るすべての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その用途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定(実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額)し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、財産(備品等)の取得は認めないものとする。
- (7) 収入の取扱いについては、本業務の実施に伴い、生産物や加工品の販売等による収入(実証販売収入)が生じた場合は、原則として当該収入額を委託業務に要する経費から控除して精算するものとする。なお、具体的な取扱いについては、県と協議の上定めるものとする。

10 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

11 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。